

官報

号外 昭和四十年五月十一日

第四十八回国衆議院會議録 第四十二号

昭和四十年五月十一日(火曜日)

議事日程 第四十号

昭和四十年五月十一日

午後二時開議

第一 造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件

第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件

日程第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時六分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

日程第一 造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、日程第一とともに、内閣提出、参議院送付、港則法の一部を改正する法律案を追加して両案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

日程第一、造船法の一部を改正する法律案、港則法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

造船法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十七日
参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田 中殿

造船法の一部を改正する法律

造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「手数料」を「推進性能試験に要する費用の範囲内において省令で定める額の手数料」に改め、同項後段を削る。

第五条第三項を削り、同条第四項中「前条第三項及び第五項」を「前条第三項から第五項まで」に改め、同項を同条第三項とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

港則法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年四月二十三日

参議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田 中殿

港則法の一部を改正する法律

港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。
(港及びその区域)

第二条 この法律を適用する港は、別表のとおりとし、その区域は、政令で定める。

第三条第二項中「別表に掲げる」を「政令で定める」に改める。

別表を次のように改める。

都道府県	港	名
北海道	枝幸、雄武、紋別、網走、羅臼、根室、花咲、霧多布、厚岸、釧路、十勝、幌 泉、様似、浦河、苦小牧、室蘭、伊達、森、白尻、函館、松前、福島、江差、 瀬棚、寿都、岩内、余市、小樽、増毛、留萌、苫前、羽幌、天塩、稚内、青 苗、天売、焼尻、杵形、鬼脇、鶴泊、香深、船泊	
青森	深浦、釜ヶ沢、小泊、三厩、平館、青森、小湊、野辺地、大湊、川内、脇野 沢、佐井、大間、大畑、尻屋岬、八戸	
岩手	久慈、八木、宮古、山田、大槌、釜石、大船渡、広田	
宮城	気仙沼、志津川、女川、鮎川、萩浜、渡波、石巻、塩釜	
秋田	象潟、金浦、平沢、本荘、秋田船川、戸賀、北浦、能代	
山形	酒田、加茂、由良、風ケ園	
福島	松川浦、四倉、江名、中之作、小名浜	
茨城	平潟、大津、会瀬、日立、磯崎、那珂湊、大洗	
千葉	銚子	
千葉	勝浦、白浜、館山、木更津、千葉、船橋市川	

昭和四十年五月十一日 衆議院會議録第四十二号 造船法の一部を改正する法律案外一案

東 京	岡田、波浮、元村、新島、大久保、神湊、八重根
東 京	京浜
神 奈 川	横須賀、三崎、真鶴
新 潟	能生、直江津、柏崎、寺泊、新潟、岩船、兩津、羽茂、小木
富 山	魚津、伏木富山、氷見
石 川	七尾、穴水、宇出津、小木、飯田、輪島、福浦、滝、金沢
福 井	和田、小浜、敦賀、三國
静 岡	熱海、網代、伊東、箱取、下田、手石、松崎、宇久須、土肥、戸田、静浦、沼津、田子の浦、清水、焼津、大井川、榛原、相良、御前崎、浜名
愛 知	伊良湖、福江、泉、田原、豊橋、蒲郡、東轆豆、吉田、一色、衣浦、師崎、篠島、豊浜、内海、常滑、名古屋
三 重	桑名、四日市、千代崎、津、松阪、宇治山田、鳥羽、波切、浜島、五ヶ所、長島、引本、尾鷲、木本
京 都	久美浜、浅茂川、間人、中浜、本庄、伊根、宮津、舞鶴、野原、田井
大 阪	深日、阪南、大阪
兵 庫	尼崎、西宮、神戸、明石、二見、別府、高砂、伊保、八木、姫路、相生、赤穂、津居山、柴山、香住、浜坂、岩屋、洲本、由良、福良、淡、都志、那家、富島
和 歌 山	新宮、三輪崎、宇久井、勝浦、浦神、古座西向、串木、日置、田辺、御坊、由良、湯浅広、和歌山下津
鳥 取	米子、赤崎、鳥取、網代、田後
鳥 取	境
島 根	益田、浜田、江津、仁万、久手、大社、惠曇、加賀、七類、美保関、松江、安来、西郷、浦郷
岡 山	日生、片上、鶴海、牛窓、西大寺、小串、岡山、宇野、日比、琴浦、味野、下津井、水島、玉島、笠岡
広 島	福山、尾道糸崎、忠海、竹原、安藝津、呉、広島、廿日市、大竹、土生、重井、佐木、瀬戸田、鮎崎、木ノ江、御手洗、大西、蒲刈、嚴島
山 口	岩国、久賀、安下庄、小松、柳井、室津、上関、平生、室積、徳山下松、三田、尻中関、秋穂、山口、丸尾、宇部、小野田、厚狭、小串、特牛、角島、粟野、仙崎、萩、須佐、江崎

山 口	関門
福 岡	
徳 島	撫養、今切、徳島、小松島、富岡、橋、由岐、日和佐、牟岐、浅川、穴喰
香 川	豊浜、観音寺、仁尾、詫間、多度津、丸龜、坂出、香西、高松、志度、津田、三本松、引田、坂手、内海、池田、土庄、直島
愛 媛	深浦、宇和島、吉田、三瓶、八幡浜、川之石、三崎、三机、長浜、郡中、松山、北条、菊間、今治、吉海、壬生川、西条、新居浜、三島、寒川、川之江、岡村、宮浦、伯方
高 知	甲浦、室戸岬、室津、奈半利、高知、宇佐、須崎、久礼、上ノ加江、佐賀、上川口、下田、清水、片島
福 岡	加布里、博多、大島、芦屋、菊田、宇島、三池、大牟田、若津
佐 賀	伊万里、呼子、唐津、住ノ江、諸富
長 崎	島原、口之津、小浜、茂木、脇野、長崎、式見、瀬戸、大村、崎戸、佐世保、相浦、白浦、江迎、田平、今福、福江、富江、玉之浦、飯宿、奈留島、奈良尾、有川、笛吹、平戸、津吉、生月、大島、芦辺、郷ノ浦、勝本、比田勝、須奈、殿原、豆蔵
熊 本	水俣、佐敷、八代、三角、百貫、長洲、姫戸、本渡、牛深、富岡、鬼池
福 岡	中津
大 分	長洲、高田、竹田津、国東、守江、別府、大分、佐賀関、白杵、津久見、佐伯、蒲江
宮 崎	北浦、延岡、土々呂、細島、宮崎、内海、油津、外浦、福島
鹿 児 島	志布志、内之浦、大泊、大根占、鹿屋、垂水、福山、加治木、鹿兒島、山川、枕崎、野間池、串木野、川内、阿久根、米ノ津、西之表、島間、中飽、手打、一湊、宮之浦、名瀬、古仁屋

附 則

- この法律は、昭和四十年七月一日から施行する。
 - 港域法(昭和二十三年法律第七十五号)は、(港域法の廃止)
 - 港域法(昭和二十三年法律第七十五号)は、廃止する。
 - (他の法律の一部改正)
 - 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。
- 第一条に次の一項を加える。

3 前項第二号の港の区域は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、運輸大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

4 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「別に法律でこれを定める」を

「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二条の規定に基づく政令で定めるところによる」に改める。

5 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「港域法(昭和二十三年法律第七十五号)の港の区域」を「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づき港の区域」に、「港域法の港の区域」を「同法に基づき港の区域」に改める。

6 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「港域法(昭和二十三年法律第七十五号)に定める区域」を「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づき港の区域」に改める。

7 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項中「港域法(昭和二十三年法律第七十五号)で定めるところにより」を「港則法(昭和二十三年法律第七十四号)に基づき港の区域により」に改める。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員会理事田邊國男君。

造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
 「本号末尾に掲載」

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
 「会議録追録に掲載」

〔田邊國男君登壇〕
 ○田邊國男君 ただいま議題となりました両法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、造船法の一部を改正する法律案について申し上げます。

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号

従来、船舶の推進性能試験並びに船舶用推進機関及び船舶用ボイラーの性能試験に対する手数料は、その最高限度額が法律で定められていたが、最近、試験項目、試験方法等が多様、複雑化してまいりましたので、本案は、これらの手数料の額を試験に要する費用の範囲内で省令で定めようとするものであります。

本案は、三月十九日政府より提案理由の説明を聴取し、五月七日質疑を行ない、同日、討論を省略し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、港則法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の港灣事情の変化に対応して、港内における船舶交通の安全を確保するため、従来法律で定められていた港の区域並びに特定港を政令で定めるとともに、関係法律の改廃をはかりうとするものであります。

本案は、四月二十七日政府より提案理由の説明を聴取し、本十一日、質疑を行ない、討論を省略し、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) これより採決に入ります。まず、日程第一につき採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、港則法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員

員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるとの件

○議長(船田中君) 日程第二、関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件

右
 国会に提出する。
 昭和四十年三月十日
 内閣総理大臣 佐藤 榮作

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めるの件

この議定書は、関税及び貿易に関する一般協定に低開発締約国の貿易及び開発の促進のための措置に関する規定を追加するものであつて、わが国が他の先進締約国と協調して低開発締約国との貿易関係を円滑に発展させていくためには、この議定書を受諾することが必要である。よつて、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

理由
 関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び

開発に関する第四部の追加のために改正する議定書
 関税及び貿易に関する一般協定(以下「一般協定」という。)の締約国政府(以下「締約国」という。)

は、
 一般協定第三十条の規定に従つて一般協定を改正することを希望して、
 ここに、次のとおり協定する。

1 一般協定に次の新たな三箇条から成る第四部を加え、かつ、一般協定附屬書Iの諸規定を次のように改める。

A
 第三十五条次に次の区分の表題及び諸条を加える。
 第四部 貿易及び開発
 第三十六条 原則及び目的

1 締約国は、
 (a) この協定の基本的な目的がすべての締約国の生活水準の引上げ及び経済の漸進的開発を含むことを想起し、また、この目的の達成が低開発締約国にとつて特に緊急なものであることを考慮し、
 (b) 低開発締約国の輸出収入がこれらの締約国の経済開発において決定的な役割を果たすことができること並びにこの寄与の程度が低開発締約国により不可欠な輸入に対して支払われる価格、これらの締約国の輸出の数量及びこれらの輸出に対して支払われる価格にかかつていることを考慮し、
 (c) 低開発国における生活水準と他の国における生活水準との間に大きい格差があることに留意し、
 (d) 低開発締約国の経済開発を促進し、かつ、これらの国における生活水準の急速な引上げをもたらすため、個別行動及び共同行動が不可欠であることを認め、
 (e) 経済的及び社会的な発展を達成する手段としての国際貿易が、この条に定める目的に合

九九七

致する規則及び手続並びにそのような規則及び手続に適合する措置によつて規律されるべきであることを認め、

(f) 低開発締約国がその貿易及び開発を促進するための特別の措置を執ることを締約国団が認めることができることに留意して、次のとおり協定する。

2 低開発締約国の輸出入の急速かつ持続的な増大が、必要である。

3 成長する国際貿易において低開発締約国がその経済開発上の必要に相応した取分を占めることを確保することを意図した積極的な努力が、必要である。

4 多くの低開発締約国が限られた範囲の一次産品の輸出に引き続き依存しているため、これらの産品の世界市場への進出のための一層有利な条件であつて受諾可能なものを可能な最大限度において設けることが必要であり、また、適当な場合には、経済開発のための一層多くの資源をこれらの国に提供するために世界の貿易及び需要の拡大並びにこれらの国の実質的な輸出入の不断のかつ着実な増大を可能にするように、これらの産品についての世界市場の条件の安定及び改善を意図した措置(特に、価格を安定した、衡平な、かつ、採算のとれるものにする)を意図した措置を含む。)を講ずることが必要である。

5 低開発締約国の経済の急速な拡大は、その経済構造の多様化及び一次産品の輸出に対する過度の依存の回避によつて容易にされる。したがつて、低開発締約国が輸出について特別の関心を現に有し又は将来有することがある加工品及び製品の有利な条件による市場への進出を可能な最大限度において増進することが、必要である。

6 低開発締約国における輸出入その他の外国為替収入の慢性的な不足のため、貿易と開発のための資金上の援助との間には、重要な相互関係がある。したがつて、締約国団及び国際的な

融資機関が、これらの低開発締約国によるその経済開発のための負担を軽減するために最も効果的に貢献することができるように、緊密かつ継続的な協力を行なうことが、必要である。

7 締約国団並びに低開発国の貿易及び経済開発に關連がある活動を行なつている他の政府間機関及び国際連合の諸機関が適切な協力を行なうことが、必要である。

8 先進締約国は、貿易交渉において行なつた関税その他低開発締約国の貿易に対する障害の軽減又は廃止に關する約束について相互主義を期待しない。

9 これらの原則及び目的を具体化するための措置を執ることは、締約国が個別に、及び共同して、目的意識をもつて努力すべき問題である。

第三十七条 約束

1 先進締約国は、可能な最大限度において、すなわち、やむを得ない理由(法的な理由を含む。)によつて不可能である場合を除くほか、次の規定を実施しなければならない。

(a) 低開発締約国が輸出について特別の関心を現に有し又は将来有することがある産品についての障害(加工されていない産品と加工された産品との間に不当な差別を設けるような関税その他の制限を含む。)の軽減及び廃止に高度の優先権を与えること。

(b) 低開発締約国が輸出について特別の関心を現に有し又は将来有することがある産品について関税又は関税以外の輸入障害を新設し又は強化することを差し控えること。

(c) 全部又は大部分が低開発締約国の領域内で生産される一次産品(加工されているといふことを問わない。)の消費の増大を著しく阻害する財政措置を特にこれらの産品に適用されるものについて、

(i) そのような財政措置を新たに執ることを差し控えること。

(ii) 財政政策の調整の際に、そのような財政措置の軽減及び廃止に高度の優先権を与え

ること。

2 (a) 1 (a)、(b)又は(c)のいずれかの規定が実施されていないと認められるときはいつでも、その問題は、当該規定を実施していない締約国又は他の関係締約国によつて締約国団に報告されなければならない。

(b) (i) 締約国団は、いずれかの関係締約国から要請を受けたときは、この問題に關し、当該関係締約国及び他のすべての関係締約国と、第三十六条に定める目的を助長するためにすべての関係締約国にとつて満足な解決に到達することを目的として、協議しなければならぬ。この協議は、二国間協議を妨げるものではない。これらの協議においては、1 (a)、(b)又は(c)の規定が実施されなかつた場合におけるその理由が検討されるものとする。

(ii) 他の先進締約国と共同で行動することによつて1 (a)、(b)又は(c)の規定の個々の締約国による実施が一層容易に達成される場合があるため、前記の協議は、適当な場合には、そのような行動を目的として行なうことができる。

(iii) 締約国団による協議は、また、適当な場合には、第二十五条1に定めるこの協定の目的を助長するための共同行動についての合意を目的として行なうことができる。

3 先進締約国は、

(a) 全部又は大部分が低開発締約国の領域内で生産される産品の再販売価格を政府が直接又は間接に決定する場合には、販売差益を衡平な水準に維持するため、あらゆる努力を払わなければならない。

(b) 低開発締約国からの輸入の増進の可能性を増大させることを意図した他の措置を執ることを積極的に検討し、かつ、このため、適切な国際活動を行なうことに協力しなければならない。

(c) 特定の問題に対処するためにこの協定によ

つて許されている他の措置を執ることを検討する場合には、低開発締約国の貿易上の利益を特に考慮しなければならない。また、これらの措置がこれらの締約国の重大な利益に影響を及ぼすようなものであるときは、これを執るに先だつて、可能なすべての建設的な救済措置を検討しなければならない。

4 低開発締約国は、第四部の規定の実施にあたり、過去における貿易の推移及び低開発締約国全体の貿易上の利害關係を考慮して、現在及び将来における自国の開発上、資金上及び貿易上の必要に合致する限りにおいて、他の低開発締約国の貿易上の利益のために適切な措置を執ることに同意する。

5 各締約国は、1から4までに規定する約束の実施にあたり、生ずることがある問題又は困難に關してこの協定の通常の手続による協議を行なう十分な機会を直ちに他の関係締約国に与えなければならない。

第三十八条 共同行動

1 締約国は、第三十六条に定める目的を助長するため、この協定の枠内で、又は適当な場合には他の態様で、共同して行動しなければならない。

2 特に、締約国団は、

(a) 適当な場合には、低開発締約国が特別の関心を有する一次産品の世界市場への進出のための改善された条件であつて受諾可能なものを設けるため、並びにこれらの産品についての世界市場の条件の安定及び改善を意図した措置(これらの産品の輸出のための価格を安定した、衡平な、かつ、採算のとれるものにする)を意図した措置を含む。)を講ずるための行動(国際取極による行動を含む。)をしなければならない。

(b) 貿易及び開発の政策の問題に關し、国際連合及びその諸機関(国際連合貿易開発會議の勧告に従つて設立される機関を含む。)と適切な協力を行なうように努めなければならない。

(c) 個々の低開発締約国の開発の計画及び政策を分析すること並びに潜在的な輸出能力の開発を促進し、及びそのようにして開発された産業の産品の輸出市場への進出を容易にするための具体的な措置を講ずるために貿易と援助との関係を検討することに協力しなければならず、また、この点に關し、個々の低開発締約国の貿易と援助との関係の組織的研究であつて、潜在的な輸出能力、市場の見通し及びさらに必要となることがある行動を明確に分析することを目的とするものにおいて、各締約国及び国際機関(特に、経済開発のための資金上の援助に關して権限のある機関)と適切な協力を進行するように努めなければならない。

(d) 低開発締約国の貿易の成長率を特に考慮しつつ世界貿易の推移を絶えず検討し、かつ、締約国に対し、その状況において適当と認められる勧告を行なわなければならない。

(e) 各国の政策及び規則の國際的な調和及び調整により、生産、輸送及び市場取引に關する技術上及び商業上の基準の設定により、並びに貿易に關する情報の供給の増大及び市場調査の発達のための措置を通ずる輸出の促進によつて経済開発のために貿易を拡大することにつき、実行可能な方法を求めることに協力しなければならない。

(f) 第三十六条に定める目的を助長し、かつ、この部の規定を実施するために必要な制度上の措置を講じなければならない。

第三十六条について

1 についての

この条の規定は、第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書が効力を生じた場合における同議定書1Aの規定による改正後の第一条に定める目的に基づくものである。

4 についての

「一次産品」には、農産物を含む。(第十六条B 5 についての)

經濟構造の多様化の計画には、一般に、一次産品の加工に關する活動の強化及び製造工業の開発であつて、個々の締約国の状況並びに種種の商品の生産及び消費に關する世界の事情を考慮した上で行なうものを含むものとする。

8 についての

「相互主義を期待しない」という表現は、この条に定める目的に従い、過去における貿易の推移を考慮した場合に低開発締約国の開発上、資金上及び貿易上の必要に合致しない寄与を低開発締約国が貿易交渉において行なうことを期待すべきではないことを意味するものと了解される。

8 の規定は、第十八条A、第二十八条、第二十八条の二(第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書1A)に規定する改正が効力を生じた後は、第二十九条)若しくは第三十三条の規定に従い、又はこの協定に基づくその他の手続に従つて措置が執られる場合に適用する。

第三十七条について

1 (a) についての

1 (a) の規定は、第二十八条、第二十八条の二(第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書1A)に規定する改正が効力を生じた後は、第二十九条又は第三十三条の規定に基づく関税その他の制限的通商規程の軽減又は廃止のための交渉が行なわれる場合に適用し、また、締約国が行なうことができるこれらの軽減又は廃止のためのその他の措置に關連して適用する。

3 (b) についての

3 (b) に規定する他の措置には、場合により、国内の經濟構造の改革を促進し、特定の産品の消費を奨励し、又は貿易促進の措置を執るための方策を含むことができる。

2 この議定書は、一般協定の締約国間の書記局長に寄託されるものとする。この議定書は、一般協定の締約国及び一般協定に暫定的に加入した政府により署名その他によつて受諾されるため、千九百六十五年十二月三十一日まで開放しておく。ただし、この議定書を受諾することができない期間は、締約国間の決定により、いずれかの締約国又は前記の政府について前記の日をこえて延長することができる。

3 2 の規定によるこの議定書を受諾は、1 に定める改正の一般協定第三十条の規定による受諾を構成するものとみなされる。

4 1 に定める改正は、この議定書が締約国である政府の三分の二により受諾された時に、一般協定第三十条の規定に従つて効力を生ずる。

5 1 に定める改正は、一般協定に暫定的に加入した政府と締約国である政府との間において、また、一般協定に暫定的に加入した二の政府の間において、当該二政府がこの改正を受諾した時に効力を生ずる。ただし、この改正は、暫定的加入に關する文書が当該二政府の間において効力を生ずる前又はこの改正が4 の規定に従つて効力を生ずる前には、当該二政府の間において効力を生じない。

6 締約国によるこの議定書を受諾は、その締約国が次の各文書の当事国となるための最終的措置をまだ執つていない場合には、当該受諾の際に書記局長に対して書面によつて別段の通告を行なわない限り、次の各文書の当事国となるための最終的措置を構成する。

(i) 千九百五十五年三月十日にジュネーブで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書

(ii) 千九百五十五年三月十日にジュネーブで作成された一般協定前文、第二部及び第三部を

改正する議定書

(iii) 千九百五十五年六月十五日にジュネーブで作成された一般協定のフランス語の本文の訂正に關する議定書

(iv) 千九百五十五年十二月三日にジュネーブで作成された一般協定第一部、第二十九条及び第三十条を改正する議定書、一般協定前文、第二部及び第三部を改正する議定書及び一般協定の機構上の改正に關する議定書に關する訂正の調書

(v) 千九百五十五年十二月三日にジュネーブで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に關する第五議定書

(vi) 千九百五十七年四月十一日にジュネーブで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に關する第六議定書

(vii) 千九百五十七年十一月三十日にジュネーブで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に關する第七議定書

(viii) 千九百五十八年十二月三十一日にジュネーブで作成された一般協定の新第三表(ブラジルの議許表)の作成のための交渉に關する議定書

(ix) 千九百五十九年二月十八日にジュネーブで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に關する第八議定書

(x) 千九百五十九年八月十七日にジュネーブで作成された一般協定の議許表の本文の訂正及び修正に關する第九議定書

7 一般協定の締約国間の書記局長は、この議定書の認証本及びその各受諾についての通告書をすみやかに一般協定の各締約国及び一般協定に暫定的に加入した各政府に送付するものとする。

8 この議定書は、國際連合憲章第百二条の規定に従つて登録される。

千九百六十五年二月八日にジュネーブで、ひと

昭和四十年五月十一日 衆議院會議録第四十二号

関税及び貿易に關する一般協定を貿易及び開発に關する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求め

昭和四十年五月十一日 衆議院會議録第四十二号

しく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、本書一通を作成した。

- アルゼンティン共和国のために
- オーストラリア連邦のために
- オーストリア共和国のために
- ベルギー王国のために
- ブラジル合衆国のために
- ビルマ連邦のために
- カメルーン連邦共和国のために
- カナダのために
- 中央アフリカ共和国のために
- セイロンのために
- チャード共和国のために
- チリ共和国のために
- コンゴ共和国(ブラザヴィル)のために
- キューバ共和国のために
- サイプレス共和国のために
- チェコスロヴァキア社会主義共和国のために
- ダホメ共和国のために
- デンマーク王国のために

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めらるる件

- ドミニカ共和国のために
- フィンランド共和国のために
- フランス共和国のために
- ガボン共和国のために
- ドイツ連邦共和国のために
- ガーナ共和国のために
- ギリシャ王国のために
- ハイチ共和国のために
- アイスランド共和国のために
- インドのために
- インドネシア共和国のために
- イスラエル国のために
- イタリア共和国のために
- 象牙海岸共和国のために
- ジャマイカのために
- 日本国のために
- ケニヤのために
- クウェイト国のために
- ルクセンブルグ大公国のために

- マダガスカル共和国のために
- マラウイのために
- マレーシアのために
- マルタのために
- モリタニア回教共和国のために
- オランダ王国のために
- ニュー・ジージランドのために
- ニカラグア共和国のために
- ニジェール共和国のために
- ナイジェリア連邦共和国のために
- ノールウェー王国のために
- パキスタンのために
- ペルー共和国のために
- ポルトガル共和国のために
- ローデシアのために
- セネガル共和国のために
- シエラ・レオネのために
- 南アフリカ共和国のために
- スペイン国のために

- スウェーデン王国のために
- スイス連邦のために
- タンザニア連合共和国のために
- トーゴ共和国のために
- トリニダード・トバゴのために
- テニジア共和国のために
- トルコ共和国のために
- ウガンダのために
- アラブ連合共和国のために
- グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために
- アメリカ合衆国のために
- 上ヴォルタ共和国のために
- ウルグアイ東方共和国のために
- ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国のために

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます、外務委員長安藤覺君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔安藤覺君登壇〕

○安藤覺君 ただいま議題となりました案件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに

結果を御報告申し上げます。

昨年十一月からジュネーブで開催されたガット締約国間の特別会議において、現行のガットの規定に、低開発国の貿易促進のため先進国がとるべき措置についての規定を追加するための交渉が行なわれ、本年二月本件議定書が採択されたのであります。

本議定書によりガットに追加される規定は、
「第四部 貿易及び開発」に関する三カ条でありまして、先進締約国は、低開発締約国との貿易障害の軽減または廃止に関する約束について相互主義を期待しないこと、低開発締約国の輸出関心産品の貿易障害の軽減及び廃止につとめること等を骨子といたしております。

本件は、三月十日日本委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、詳細は会議録により御了承を願います。
かくて、五月七日、質疑を終了し、討論を行ないましたところ、日本社会党を代表して西村閣一委員より、わが国の農業及び中小企業を不当に圧迫しないこと、一次産品の輸入について先進国より低開発国に切りかえることを要望して賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、本件は全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本件は委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号

日程第三 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、刑法の一部を改正する法律案を議題といたします。

刑法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十年二月二十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

刑法の一部を改正する法律

刑法明治四十年法律第四十五号の一部を次のように改正する。

第四十五条後段中「確定裁判」を「禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判」に改める。

第二百一十一条中「三年以下ノ禁錮」を「五年以下ノ懲役若クハ禁錮」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の刑法第四十五条の規定は、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前に確定した場合における当該数罪についても、適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正後の同条の規定を適用することが改正前の同条の規定を適用するよりも犯人に不利となるときは、当該数罪については、改正前の同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、この法律の施行前に確定した裁判の執行につき従前の例によることを妨げるものではない。

理由

最近における交通事故の実情等にかんがみ、刑

関税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開発に關する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求

めるの件 刑法の一部を改正する法律案

法第二百一十一条の罪の法定刑及び同法第四十五条後段の併合罪の範囲を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員会理事上村千一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔上村千一郎君登壇〕

○上村千一郎君 ただいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案の法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。本案は、最近における交通事故処理の実情とその事犯の内容等にかんがみ、刑法の併合罪の範囲及び業務上過失致死傷罪の法定刑を改正しようとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第一は、刑法第四十五条後段の併合罪となる罪の範囲を、禁錮以上の刑に処する確定裁判があった罪と、その裁判確定前に犯された罪とに限るものとしたことであります。

第二は、業務上過失致死傷罪の法定刑に五年以下の懲役刑を加えるとともに、その禁錮刑の長期を五年に引き上げたことであります。

当委員会におきましては、去る三月三十一日本案が付託され、自來、慎重な審議を行ない、また、学識経験者等の意見を聴取して審議の完べきを期したのであります。

かくて、五月七日、質疑を終了し、討論に付しましたところ、日本社会党坂本泰良君より反対、自由民主党大竹太郎君より賛成、志賀義雄君より反対の意見が述べられ、次いで、採決いたしました結果、多数をもって政府原案どおり可決すべきものと決しました。

その詳細は会議録に譲ります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。長谷川正三君。

〔長谷川正三君登壇〕

○長谷川正三君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案につきまして、反対の討論をいたそうとするものであります。(拍手)

本法案は、最近における交通事故の実情等にかんがみ、刑法第四十五条後段の併合罪となる罪の範囲に改正を加えるとともに、同法第二百一十一条の業務上過失致死傷罪並びに重過失致死傷罪の法定刑に五年以下の懲役刑を新たに加え、かつ、その禁錮刑の長期を現行法の三年から五年に引き上げようとするものであります。

もとより、今日、年とともに交通事故が多発激増し、特に、飲酒による酔っばらい運転、運転技術の未熟な者の、無責任な無免許運転、あるいは常軌を逸したたはなはだしい高速度運転等の、いわゆる無謀な運転に基因する悪質な交通事故により国民の受ける災害と恐怖とはまことに重大であり、早急に抜本的施策の実施されることは、国民ひとしく希求しているところであります。

しかしながら、今日の交通事故激増の眞の原因は、第一に、著しい自動車生産増と普及により交通量がその許容量の限界を越え、劣悪な道路や不適正な道路標識等、交通安全のための諸設備が不十分であることにあります。

第二には、交通企業者が、安全輸送を配慮せず、営利第一主義をとり、交通労働者にはノルマ歩合制賃金や長時間労働を押しつけ、あまりにも過酷な労働条件のもとで労働させていることにあります。

第三には、自動車教習所が極度に営利企業化し

昭和四十年五月十一日 衆議院會議録第四十二号

刑法の一部を改正する法律案 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

10011

ており、免許基準が低く、十分なる精神機能テスト等を行なわれない不備等にあるのであります。しかるに、政府は、以上のような交通事故の根本原因の是正を怠り、罰則強化と懲役刑の付加を内容とする本法案を提案し、当面を翻塗しようとすることは、断じて適切な施策とは言えないのであります。(拍手)

以上のような基本的立場に立って、次のような理由により、私は本法案に強く反対するものであります。

反対理由の第一は、罰則強化政策は、根本的な事故防止対策にならず、むしろ悪質犯を醸成することになるからであります。

昭和三十五年の道路交通法の制定にあたり、罰則強化がなされ、当時、取り締まり当局はそれによって事故防止に大いに役立つ旨説明いたしました。が、自來今日まで、統計上明確な答えが出ていないとおり、事故は増加の一途をたどり、警察当局も最近では、道路の拡張等、交通環境の整備が第一であると述べております。

また、本人の責任とは言えないような事故に対しても、厳罰主義で、過酷な、納得のいかない罰則が適用されているため、低賃金や低い生活水準と相まって、いたずらに反抗心のみを植えつけ、その実効はあがっていないのであります。さきに東京高裁の判例におきまして、「刑罰をもつてする威嚇より、まず規則の周知徹底が先決問題であり、これに努力しないで処罰のみを期するということは、本末転倒である」と指摘しているのではありません。(拍手)

理由の第二は、業務上過失致死傷罪について懲役刑を付することは、刑法体系上問題であり、いわゆる開放処遇政策とも矛盾するものであると考へるからであります。

刑法が禁錮刑と懲役刑を区別して科刑していることは意味があるところでありまして、破廉恥罪ではない業務上過失致死傷罪に懲役刑を付加する

ことは、改正刑法準備草案審議に際しても問題とされているところでありまして、また、新聞報道等によりまして、法務省は、道路交通法違反の受刑者に対し、受刑態度がよいところから、開放処遇を実施し、社会復帰の効果をあげる措置をとらうとしているようでありまして、このような観点から、本法案は実態に逆行するものといわなければならない。(拍手)

さらに、理由の第三は、業務上過失致死傷罪の解釈適用がとすれば拡大され、刑法上問題化しているとき、罰則を強化することは、なおさら問題であると思ふのであります。

現行法の解釈適用について、裁判所は、業務の範囲を、営利、非営利を問わず、反復継続される行為はすべて含まれると広く解釈し、娯楽としての狩猟行為もこれに含めて処断しております。また、その業務上必要なる注意義務の範囲も、法令のみならず、条理その他社会通念上当然に要求される注意義務であるというように、きわめて広く拡大解釈され、実務上問題となっているところでありまして。

したがって、私は、諸外国の最近の立法例において見られるように、過失犯の区別を、業務上と一般とに区別することなく、重大なる過失と軽微なる過失とに区別して処罰すべきであると考へるのであります。もし刑法を改正しようとするならば、むしろこの際、業務上過失致死傷罪を削除して、重過失致死傷罪によって悪質な交通事故を処断すべきであり、また、めい、無免許運転等に対しましては、道路交通法を改正して処罰すべきであると考へるのであります。

以上、種々反対の理由と本来あるべき方途について申し述べましたが、これを要するに、本法案が、近年とみに増加しつつある悪質交通事故の取り締まりを強化し、国民の生命と安全を守ること本旨としながら、その本質と実情とに適合せざる改正内容のため、命をすり減らすような重労働

に耐えている善良にしてまじめな多くの交通運輸労働者に、さらに過酷なむちを加える結果となり、真の悪質犯との間の不均衡をますます増大させ、好ましからざる事態を生じ、国民の期待に反する結果を招くことを深く憂慮するものであります。

国民とともに、勤勉にして善良な交通運輸関係労働者もまた今日の交通戦争の最も直接の被害者であります。もし、本法が真に正しい改正であるならば、これらの人々も、みずから守る法改正として、喜んでこれを歓迎するであらうでしょう。しかるに、これらの人々の中からほうはいとして反対の声が巻き起こっていることは、端的に本改正案の欠陥を物語るものであります。委員長報告の附帯決議に、「この改正規定の施行に当たっては、政府並びに裁判所は、酷罰運転、無免許運転、危険な高速度運転等のいわゆる無謀運転による悪質な事犯を嚴重に処罰することの本改正の趣旨と目的にかんがみ、一般善良な運転者等の權益の擁護について、万全を図るよう期待する。」と述べておりますが、まさに語るに落ちるものといわなければなりません。

私は、政府に対し、冒頭申し述べた交通事故激増の根本原因を取り除くために、すみやかに抜本的諸施策を断行するとともに、本法案の誤りを正し、適切な改正を加えられんことを強く要求いたします。反対討論を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○海部俊樹君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 海部俊樹君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和四十年三月九日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律
第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十三条第四項中「から第四号まで」を「及び第四号」に改め、「職員団体の負担金」の下に「と、同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を加える。

第百四十二条第二項の表中 第百十三条第四項

地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)	専従職員(国家公務員法第九十八条の職員団体(以下「職員団体」と総称する。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員
地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)	専従職員(国家公務員法第九十八条の職員団体(以下「職員団体」と総称する。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員
地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)	専従職員(国家公務員法第九十八条の職員団体(以下「職員団体」と総称する。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員

地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)	専従職員(国家公務員法第九十八条の職員団体(以下「職員団体」と総称する。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員
地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)	専従職員(国家公務員法第九十八条の職員団体(以下「職員団体」と総称する。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員
地方公務員法第五十二条の職員団体(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条の六の職員団体を含む。)	専従職員(国家公務員法第九十八条の職員団体(以下「職員団体」と総称する。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員

に改める。

を

附則第十一条第三項中「及び第九条の規定の例による」を「の規定の例によるほか、地方自治法第六十八條から第七十一条まで及び第二編第九章(第二百八条、第二百三十二条の二、第二百三十五条の二第一項及び第三項、第二百三十六條並びに第二百四十三條の二を除く。)」の規定は、準用しない」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の一部事務組合が解散した場合においては、当該一部事務組合を組織していた市

町村の職員をもつて組織する市町村職員共済組合は、当該一部事務組合の権利義務を承継するものとする。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「組合役職員及び連合会役職員を」組合役職員等」に、「第百三十条」を「第百三十条」

第百三十条の三」に改める。

第二条第三項中「若しくは恩給法」を「恩給法第五十八條ノ四第一項の規定に相当する規定若しくは同法」に改め、同条第四項中「従い」を「従い、」に、「当該退職年金条列に設ける」を、「当該退職年金条列に設け、又は改める」に改め、同項に次の一号を加える。

五 恩給法第五十八條ノ四第一項 第三条の二を次のように改める。

第三条の二 新法附則第三条第一項に規定する旧組合の組合員であつた者に係る旧法の規定による長期給付又は旧法の施行法第三条の規定による給付の支給については、この法律及びこれに基づく政令に別段の規定があるもののほか、三十七年法が施行されなければ当該給付の支給について適用されるべき法令の規定が準用されるものとする。

第三条の三第一項に次の一号を加える。

五 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号。以下この号において「法律第 号」という。)による改正前の恩給法第五十八條ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条列の規定 当該恩給組合条列の規定は、法律第 号による改正後の恩給法第五十八條ノ四第一項の規定と同様に改正されたものとする。

第三条の三に次の一項を加える。

4 恩給に関する法令の改正により恩給の年額が改定された場合においては、第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条列の規定による恩給等の年額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該恩給に関する法令の改正規定の例による。

第三条の四第一項中「年金額改定法」を「三十七年改定法」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定の準用に

ついて必要な技術的読替又は、政令で定め

る。

第三条の四第二項中「前項」を「前二項に、」年金額改定法第三条第二項及び第四項並びに第五条」を「三十七年改定法及び四十年改定法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(昭和四十年法律第 号。以下この条において「四十年改定法」という。)

第三条第一項及び第三項並びに第六條の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち昭和三十五年三月三十一日以前に給付事由が生じたものについて、四十年改定法第五条第一項(第一号及び第二号を除く。)

及び第三項並びに第六條の規定は、旧市町村共済法の規定による年金のうち同年四月一日以後に給付事由が生じたものについて準用する。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第十四條に次の一項を加える。

3 第一項に規定する退職料又は共済法の退職年金の額は、第五條第二項本文又は第六條第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる退職料又は共済法の退職年金につき、恩給の年額の改定に関する法令の規定に準じ政令で定める基準に従いその年額を改定した退職年金条列若しくは共済条列の規定又は第三条の三第四項若しくは第三条の四の規定を適用するものとする。

第四十一條を次のように改める。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)

第四十一條 新法第九十三條第一項第一号又は第三十八條の規定による遺族年金の額が七万七千六百四十四円(当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

昭和四十年五月十一日 衆議院會議録第四十二号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額とし、第十二条第一項各号に掲げる者に係る遺族年金については、当該各号において控除すべきこととされている金額を控除した金額とする。より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

第五十七条第二項中「第六項」を「第七項」に改め、「第四項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第四項中「普通恩給の額」の下に「(恩給の年額が改定された場合においては、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額)」を加え、同条第七項及び第八項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

第九十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 恩給の年額が改定された場合における第一項に規定する警察監獄職員の普通恩給の額は、第五条第二項本文の規定を適用しないとしたならば第一項の更新組合員が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給につき、当該恩給の年額の改定に関する法令の規定の例により改定した額とする。

第九十五条第二項及び第三項中「十一万円」を「十五万円」に、「五十五万円」を「七十五万円」に改める。

第十章の章名中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改める。

第三百三十条の見出し中「組合役職員及び連合会役職員」を「組合役職員等」に改め、同条第一項中「この条」を「この章」に改め、同条第二項中「は、同日において」を「の団体の職員として施行日まで引き続いている期間は」に改め、同項後段を削る。

第十章中第三百三十条の次に次の二条を加える。

第三百三十条の二 新法附則第二十九条第一項に規定する地方公共団体で同項の申出をしなかつたものが健康保険組合を組織しなかつたことに伴い当該健康保険組合が解散した場合において、当該解散した日に当該解散した健康保険組合に使用される者(常時勤務に服することを要しない者及び臨時に使用される者を除く。以下「解散健康保険組合の職員」という。)であつた者が、引き続き組合役職員であ

る組合員となつたときは、新法及びこの法律(第十条を除く。)の規定の適用については、当該組合役職員である組合員となつた者(第四百四十三条第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に限る。)は、第六十四条第一項に規定する更新組合員とみなし、当該組合役職員である組合員となつた者の次の表の上欄に掲げる期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間に該当するものとする。

一 第四百四十三条の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員であつた期間	第六十四条第一項に規定する旧市町村共済法の旧長期組合員期間
二 第四百四十三条の二第一項第一号の期間で解散健康保険組合の職員でなかつた期間	第六十四条第一項に規定する控除期間
三 第四百四十三条の二第一項第三号の期間	第七条第一項第三号の期間
四 昭和三十九年十月一日以後の団体共済組合員期間(新法第九百九十七条第一項に規定する団体共済組合員期間をいう。次項において同じ。)	施行日以後の組合員期間

2 前項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間は、同項の解散した日後における新法第十二章及びこの法律第十三章の二の規定の適用については、団体共済組合員期間に該当しないものとみなす。

うち、共済条例の旧長期組合員期間と同様の取扱いをされていた期間は、職員であつたものとみなし、当該期間は、第七条第一項第三号の期間に該当するものとする。

第三百三十条の三 職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いているものに引き続き健康保険組合(職員を被保険者とする健康保険組合に限る。以下この条において同じ。)の職員であつた期間を有する更新組合員又は施行日の前日に健康保険組合の職員であつた者で施行日に職員となつたものに対する新法及びこの法律の規定の適用については、これらの者の当該職員であつた期間で施行日の前日まで引き続いているものに引き続き健康保険組合の職員であつた期間又は当該職員となつた日に引き続き健康保険組合の職員であつた期間の

2 新法第九百九十二条の規定による積立金のうち、第三百三十条の二第一項の規定の適用を受ける者の同項の表の上欄に掲げる期間に係る部分を、政令で定めるところにより、組合に移換するものとする。

別表第二中「二五、〇〇〇円」を「二九一、二〇〇円」に、「一三三、〇〇〇円」を「一九四、二〇〇円」に、「七八、〇〇〇円」を「一三四、二〇〇円」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、第三百三十条及び第三百三十八条の改正規定並びに同法第三百三十条の次に二条を加える改正規定並びに次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(負担金の経過措置等)

第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第九百九十三条第四項及び第九百九十二条第二項の規定は、この法律の公布の日(属する月分以後の負担金については適用し、同月前の月分の負担金については、なお従前の例による)。

2 改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)第三条の二において準用する昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律第四条及び第五条の規定による年金額の改定により増加する費用(公務による庶務年金又は公務による遺族年金に係るものを除く。)のうち、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第九十九号)第十一条第一項第四号(同法第四十二条において準用する場合を含む。)の施行日以後の組合員期間として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用については、改正後の施行法第三条の五の規定にかかわらず、改正後の施行法第十三条第二号及び第四項、第四百四十一条第一項及び第二項並びに第四百四十二条第一項及び第二項の規定の例による。

(多額所得による恩給組合法例の退職料の停止に関する経過措置)

第三条 改正後の施行法第三条第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合法

例の規定による退職料の支給につき適用される改正後の施行法第三条の第三項第五号の規定により改正されたものとされた恩給法(大正十二年法律第四十八号)第五十八号ノ四第一項の規定に相当する恩給組合条列の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由の生じた退職料についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職料の支給年額は、従前の恩給組合条列の規定の例により支給することができる額を下ることはない。

(加算年の算入に伴う経過措置)

第四条 更新組合員(改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正前の施行法」といふ。)第五十五号第一項各号に掲げる者を含む。)が施行日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第 号。以下「法律第 号」といふ。)による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」といふ。)及び改正後の施行法の規定を適用することとならば退職年金又は遺族年金を支給すべきこととなるときは、改正後の施行法の規定により、昭和四十年十月分から、その者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を新たに支給し、又は同月分からその者若しくはその遺族のこれらの年金の額を、これらの法律の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定は、法律第五十五号附則第二十条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

3 第一項の規定の適用を受けることとなる者が、同一の給付事由につき退職給与金(これに相当する給付を含む。)の支給を受け、又は改正前の施行法第二号第一項第三号に規定する共済法、改正前の施行法若しくは改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」といふ。)の規定による退職一時金、廃疾一時金若しくは遺族一時金(これらに相当する給付を含む。)の支給を受けた者(改正前の法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額(改正前の法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下「支給額等」といふ。))の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を限度として控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号

給を受けた者(改正前の法第八十三条第一項ただし書の規定の適用を受けた者を含む。)である場合には、当該退職年金又は遺族年金の額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同項の規定による額から当該退職給与金又はこれらの一時金の額(改正前の法第八十三条第一項の規定の適用を受けた者については、その退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額とし、これらの額(以下「支給額等」といふ。))の一部が地方公務員共済組合に返還されているときは、その金額を控除した金額とする。)の十五分の一に相当する金額を限度として控除した金額とする。ただし、支給額等の全部が地方公務員共済組合に返還された場合は、この限りでない。

(多額所得による退職年金の停止に関する経過措置)

第五号 法律第 号による改正後の恩給法第五十八号ノ四第一項の規定を適用する場合における改正後の施行法第十七条第三項(同法第五十五条第一項、第七十三条第二項、第八十六条、第九十六条第二項及び第九十七条第一項)において準用する場合を含む。、第五十七号第七項及び第九項(同法第五十八号において準用する場合を含む。、並びに第九十五条第二項及び第三項(同法第六十条において準用する場合を含む。))の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由の生じた退職年金についても、同年十月分以後適用する。この場合において、退職年金の支給年額は、従前の例により支給することができる額を下ることはない。

(公務員による遺族年金又は公務員による廃疾年金の額に関する経過措置)

第六号 改正後の施行法第四十一条又は別表第二の規定は、昭和四十年九月三十日以前に給付事由が生じた公務員による遺族年金又は公務員による廃疾年金についても、同年十月分以後適用する。

理由

旧町村職員恩給組合の退職年金条列及び旧市町村職員共済組合法の規定による年金の支給の実情にかえりみ、その年額を恩給法等の改正の内容に準じて改定するとともに、解散した健康保険組合の職員であつた期間を組合員期間に算入する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長中馬辰猪君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔中馬辰猪君登壇〕

○中馬辰猪君 たいだいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、このたび恩給法の一部改正によって恩給年額の増額等の措置を定めようとすることに伴い、地方公務員の退職年金制度についても同様の措置を講ずることとするほか、職員団体専従の組合員の長期給付に要する費用の負担及び健康保険組合の職員期間の通算等について所要の措置を定めようとするものであります。

本案は、三月九日当委員会に付託され、同月十一日自治大臣から提案理由の説明を聴取し、以来、慎重かつ熱心に審査を重ねたのであります。

本五月十一日、質疑を終了しましたところ、自民、社会、民社三党共同により、地方議会の議員について退職一時金等を支給する旨の修正案が提出され、奥野委員から趣旨説明がなされた後、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもって本案は修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、自民、社会、民社の三党共同提案により、年金のスライド制の確立、年金増額措置の段階的実施の短縮、共済組合の短期給付

についての国庫負担制度の検討及び各地方議会相互の議員在職期間の通算措置の検討を内容とする附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致をもって可決されました。

〔参照〕

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。

第一条のうち、第四百二十二条第二項の改正に関する部分の次に次のように加える。

第百五十二条第一項第六号中「年金の」を削る。

第百五十八条を次のように改める。

(給付の種類)

第百五十八条 共済会の行なう給付は、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下「共済給付金」といふ。))とする。

第百五十九条第一項及び第二項中「共済年金」を「共済給付金」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定により退職一時金又は遺族一時金の基礎となるべき在職期間の計算をするに当たつては、前に退職一時金の基礎となつた在職期間は、算入しない。

第百五十九条の次に次の一条を加える。

(退職の取扱に関する特例)

第百五十九条の二 地方議会議員が、次の各号の一に該当する場合には、前後の地方議会議員であつた在職期間は、引き続いたものとみなし、当該退職に係る共済給付金は、支給しない。

一 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の議員の任期満了により退職し(当該任期満了による選挙の期日の告示がなされた後当該任期の満了すべき日前に退職した場

昭和四十年五月十一日 衆議院會議録第四十二号

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

一〇六

合を含む。)、当該任期満了による選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

二 地方議会議員が、当該地方公共団体の議会の解散により、又は選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより退職し、当該議会の解散による一般選挙又は当該選挙無効の決定、裁決若しくは判決が確定したことにより行なわれる再選挙において当選人となり当該地方公共団体の議会の議員となつたとき。

三 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合により退職し、新たに設置された市町村の議会の議員の一般選挙において当選人となり当該新たに設置された市町村の議会の議員となつたとき。

四 市町村の議会の議員が、当該市町村の廃置分合又は境界変更の処分により退職し、当該廃置分合又は境界変更の処分に伴い行なわれる市町村の議会の議員の増員選挙において当選人となり当該市町村の議会の議員となつたとき。

第百六十条中「共済年金」を「共済給付金」に、併給しないものとするを「併給しないもの」とし、退職年金、公務傷病年金又は遺族年金を給すべきこととなる者には退職一時金又は遺族一時金は給しないものとする。ただし、公務傷病年金を受ける者が再就職し、不具廃疾が回復した後退職し、又は死亡した場合においては、定款で定めるところにより、公務傷病年金と共済給付金との調整を行なうものとする」に改める。

第百六十一条に次の一項を加える。

4 退職一時金の支給を受けた者でその後再び地方議会議員となつたものに退職年金を給する場合に、退職年金の年額は、前二項の規定により算定した金額から当該退職一時金の基礎となつた在職期間の年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)一年につき退職当時の標準報酬年額の百分の一・四に相当する金額を控除した金額とする。

第百六十一条の次に次の一条を加える。
(退職一時金)

第百六十一条の二 退職一時金は、地方議会議員が在職三年以上十二年未満で退職したときに、その者に給するものとする。

2 退職一時金の額は、その者の在職期間に係る掛金の総額に相当する金額に、次の各号に掲げる者の区分による当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

- 一 在職期間が三年以上四年以下の者 百分の七十
- 二 在職期間が四年をこえ八年以下の者 百分の八十
- 三 在職期間が八年をこえ十二年未満の者 百分の九十

第百六十二条第二項中「前条」を「第百六十一条」に改め、「給すべき退職年金の年額」の下に「(退職一時金の支給を受けた者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、第百六十一条第四項の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額。次条第二項第三号及び第四号において同じ。)」を加え、「同条」を「第百六十一条」に改める。

第百六十三条の次に次の一条を加える。

(遺族一時金)

第百六十三条の二 遺族一時金は、地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職一時金を給すべきときに、その者の遺族に給するものとする。

2 前項の遺族一時金の額は、これを受ける者の人員にかかわらず、同項の退職一時金の額に相当する金額とする。

第百六十六条第一項中「共済年金」を「共済給付金」に改め、同条第二項中「百分の五」を「百分の七」に改める。

第百六十七条第一項中「共済年金」を「共済給付金」に改める。

第百六十八条中「及び遺族年金」を「遺族年金及び遺族一時金」に改める。

第百六十九条第一項中「共済年金」を「共済給付金」に改める。

第一条のうち、附則第十一条第四項の次に二項を加える改正に関する部分の次に次のように加える。

附則第四十条中「共済年金」を「共済給付金」に改める。

第二条のうち、目次の改正に関する部分の次に次のように加える。

第一条中「共済年金」を「年金である共済給付金」に改める。

第二条のうち、第百三十八条に一項を加える改正に関する部分の次に次のように加える。

第百四十一条第一項及び第三項並びに第百四十二条(見出しを含む)中「共済年金」を「年金である共済給付金」に改める。

附則第一条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

- 一 第一条中地方公務員等共済組合法第百十三条、第百四十二条及び附則第十一条の改正規定
- 二 第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法目次、第十章の章名、第百三十条及び第百三十八条の改正規定並びに同法第百三十条の次に二条を加える改正規定

次条第一項の規定
二 第一条中地方公務員等共済組合法第百五十二条、第百五十八条、第百五十九条、第百六十条、第百六十一条、第百六十二条から第百六十九条まで及び附則第四十条の改正規定並びに同法第百五十九条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十一条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の次に

この法律の公布の日

一条を加える改正規定

第二条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第一条、第四百十一条及び第四百十二条の改正規定

附則第七条の規定

昭和四十年六月一日

附則第六条の次に次の一条を加える。(地方議会議員の年金制度の改正に伴う経過措置等)

第七条 改正後の法の規定による退職一時金については、昭和二十二年四月三十日から昭和四十年五月三十一日までの間における地方議会議員としての在職期間は、改正後の法の規定による地方議会議員としての在職期間とみなし、改正後の法の在職期間の計算に関する規定を適用する。

2 改正後の法第六十六条第二項の規定は、昭和四十年六月分以後の掛金について適用し、同月前の月分の掛金については、なお従前の例による。

3 昭和四十年五月三十一日以前における地方議會議員としての在職期間を有する者に対し改正後の法第六十一条の第二項の規定を適用する場合においては、その者の同日以前における在職期間に係る掛金は、同項の掛金の総額に算入しない。

4 昭和四十年五月三十一日以前における地方議會議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第六十一条第四項の規定を適用する場合には、同

日以前における地方議會議員としての在職期間は、同項の退職一時金の基礎となつた在職期間に含まないものとする。同日以前における地方議會議員としての在職期間がその者の退職一時金の基礎となつた者に対し改正後の法第六十一条第二項の規定を適用する場合には、同また同様とする。

5 この法律による地方議會議員の年金制度の改正に伴う掛金率の改定は、一時金である共済給付金の給付に要する費用に充てるために行なわれるものであつて、共済給付金の支給の実績に照らし、改正後の法第六十七条の規定による地方公共団体の負担が加重されるおそれが生じた場合においては、当該掛金率等につき、必要に応じ、検討されるべきものとする。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

出席國務大臣

- 外務大臣 椎名悦三郎君
運輸大臣 松浦周太郎君
自治大臣 吉武 康市君

出席政府委員

法務政務次官 大坪 保雄君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る七日、内閣を経由して日本銀行政策委員会議長宇佐美洵君から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

一、去る八日、内閣から次の報告書を受領した。
昭和三十九年度第三・四半期における予算使用の状況

(政府委員退任)

一、去る七日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、四月三十日付をもつて通商産業省鉱山保安局長川原英之は通商産業大臣官房付に、また四日付をもつて外務大臣官房会計課長谷盛規は在ハンブルグ日本総領事館総領事に、外務省アメリカ局長安川壯は同北米局長に、外務省欧亜局中近東アフリカ部長方石健次郎は同中近東アフリカ局長にそれぞれ任命され、また同日付をもつて外務省移住局長心得山下重明は外務省設置法の一部改正により廃職になつたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(政府委員解任)

一、去る八日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、同日(通商産業省企業局長)島田喜仁の第四十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、昨日、船田議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した。

- 外務省北米局長 安川 壯
外務省中南米・移住局長 廣田 穰
外務省中近東アフリカ局長 力石健次郎
外務大臣官房会計課長 鹿取 泰衛
通商産業省企業局長事務代理 乙竹 慶三
通商産業省鉱山保安局長 森 五郎

(政府委員任命)

一、昨日、佐藤内閣総理大臣から船田議長宛、十日議長において承認した安川壯外五名を同日第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る七日、議院運営委員長において、次の通り理事の補欠を指名した。

- 理事 鈴木 一君(理事鈴木一君去る四月三十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

- 天野 公義君 龜岡 高夫君
野呂 恭一君 湊 徹郎君
上林山榮吉君 倉石 忠雄君
中垣 國男君 馬場 元治君

地方行政委員

- 門司 亮君 内海 清君

法務委員

- 中垣 國男君 馬場 元治君
濱野 清吾君 藤枝 泉介君
山手 満男君 西村 榮一君

昭和四十年五月十一日 衆議院會議録第四十二号 朗読を省略した議長の報告

一〇〇八

<p>外務委員 竹本 孫一君 野呂 恭一君 吉田 賢一君</p>	<p>大蔵委員 石橋 政嗣君 川上 貫二君</p>	<p>社会労働委員 山下 榮二君</p>	<p>内海 安吉君 倉石 忠雄君 天野 光晴君 淡 徹郎君</p>	<p>商工委員 山下 榮二君</p>	<p>運輸委員 内海 清君</p>	<p>建設委員 天野 光晴君 予算委員 勝岡田清一君 加藤 進君</p>	<p>決算委員 小金 義照君 西村 榮一君</p>	<p>議院運営委員 西村 榮一君</p>	<p>内閣委員 塚田 徹君</p>	<p>外務委員 塚田 徹君</p>
<p>竹内 黎一君 福水 健司君</p>	<p>山手 滿男君 福水 健司君 吉田 賢一君 竹内 黎一君</p>	<p>本島百合子君</p>	<p>伊東 正義君 熊谷 義雄君 地崎宇三郎君 大石 八治君 武市 恭信君</p>	<p>亀山 孝一君 小宮山重四郎君 上村千一郎君 亀岡 高夫君 塚田 徹君</p>	<p>馬場 元治君 倉石 忠雄君 淡 徹郎君 亀岡 高夫君</p>	<p>上林山榮吉君 中垣 國男君 天野 公義君 野呂 恭一君</p>	<p>内海 清君 門司 亮君</p>	<p>淡 徹郎君 野呂 恭一君 小金 義照君 吉田 賢一君 濱野 清吾君 西村 榮一君</p>	<p>野呂 恭一君 濱野 清吾君 西村 榮一君</p>	<p>野呂 恭一君 濱野 清吾君 西村 榮一君</p>
<p>外務委員 勝岡田清一君 加藤 進君</p>	<p>藤枝 泉介君 西村 榮一君 春日 一幸君</p>	<p>天野 光晴君 淡 徹郎君 内海 安吉君 倉石 忠雄君</p>	<p>春日 一幸君</p>	<p>門司 亮君</p>	<p>内海 安吉君 石橋 政嗣君 川上 貫一君</p>	<p>山手 滿男君 吉田 賢一君</p>	<p>鈴木 一君</p>	<p>一萬田尚登君 塚田 徹君</p>	<p>福水 健司君 竹内 黎一君</p>	<p>山手 滿男君 佐々木秀世君</p>
<p>決算委員 塚田 徹君 佐々木秀世君 山手 滿男君 一萬田尚登君</p>	<p>竹内 黎一君 本島百合子君 福水 健司君 吉田 賢一君</p>	<p>上村千一郎君 龜岡 高夫君 龜山 孝一君 小宮山重四郎君 熊谷 義雄君</p>	<p>伊東 正義君</p>	<p>武市 恭信君 中村 重光君</p>	<p>天野 光晴君 勝岡田清一君</p>	<p>西村 榮一君</p>	<p>鈴木 一君</p>	<p>塚田 徹君</p>	<p>竹内 黎一君</p>	<p>佐々木秀世君</p>

一、去る八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、去る八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、去る八日、議員から提出した議案は次の通りである。

(議案提出)
公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に關する法律案(高橋重信君外九名提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

(特別委員補欠選任)
一、去る七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

(特別委員辞任)
一、去る七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員
飯谷 忠男君
坂本 泰良君

災害対策特別委員
根木龍太郎君
安宅 常彦君

松澤 雄藏君
栗林 三郎君

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案

一、昨日、議員から提出した議案は次の通りである。

牛乳管理特別会計法案(有馬輝武君外六名提出)
砂糖消費税法を廃止する法律案(有馬輝武君外六名提出)

(議案受領)

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案

(議案付託)

一、去る八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び開拓管農振臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三四号)

農林水産委員会 付託

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

閉鎖機関令等の規定によつてされた信託の処理に関する法律案(平島敏夫君外一名提出、参法第一六号)(予)

大蔵委員会 付託

一、昨日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出、衆法第三五号)

文教委員会 付託

昭和四十年五月十一日 衆議院会議録第四十二号

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

厚生省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
厚生年金保険法の一部を改正する法律案
船員保険法の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(高橋重信君外九名提出)

(議案通知)

一、去る七日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

造船法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

従来、船舶の推進性能試験並びに船舶用推進機関及び船舶用ボイラーの性能試験に対する手数料の額については、その最高限度が法律で定められていたが、最近船舶の大型化、高速化等に伴い試験項目、試験方法等は多様化、複雑化の一途をたどりつつある。

本改正案は、このような事態にかんがみ、これらの手数料の額を試験に要する費用の範囲内で省令で定めようとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、船舶の推進性能試験並びに船舶用推進機関及び船舶用ボイラーの性能試験の複雑化に対応するための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

昭和四十年五月七日

運輸委員長 長谷川 峻
衆議院議長 船田 中殿

開税及び貿易に関する一般協定を貿易及び開税に関する第四部の追加のために改正する議定書の締結について承認を求めめるの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

現行のガットの規定三十五箇条のうち、低開発国の特殊事情に対する配慮を定めた条項は第十八条の一箇条にすぎないため、低開発国側より、低開発国貿易促進の見地から、ガットの改正を検討すべきであるとの声が強くなり、その結果、昭和三十八年五月の大臣会議においてそのための規定機構委員会が設置され、直ちに改正の準備作業が開始された。

この間、昭和三十九年三月二十三日から国連貿易開発会議が開かれ、低開発国側は、先進国側に対し低開発国の貿易及び開税の促進措置について強い要求を打ち出している。

このような情勢にかんがみ、先進国側も、現状でできる限り低開発国側の要求をいれてガットに所要の改正を加える必要を認め、昭和三十九年十一月に開催されたガット締約国特別会議において、低開発国貿易促進のために先進国

が執るべき措置を定める新規定をガットに追加するための交渉が行なわれ、昭和四十年二月八日に本改正議定書が採択された。

本議定書によつてガットに追加される規定は、先進締約国は、関税その他低開発締約国に対する貿易障害の軽減又は廃止に関する約束について相互主義を期待しないこと、やむを得ない理由のある場合を除いて低開発締約国の輸出関心産品に対する貿易障害の軽減及び廃止に努めること、低開発国産品を輸入する政府がその再販売価格を決めているときは販売差益を衡平な水準に保つよう努めること、低開発締約国からの輸入の促進のための措置を検討することなどを骨子としている。

なお、本議定書は、ガット締約国の三分の二が受諾すれば効力を生ずることになっている。よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、低開発締約国の貿易促進についての強い要請にこたえ、他の先進締約国と協調して低開発締約国との貿易関係を円滑に発展させてゆくため、妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和四十年五月七日

外務委員長 安藤 覺
衆議院議長 船田 中殿

刑法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における交通事犯処理の事情とその事犯の内容等にかんがみ、刑法の併合罪の範囲及び業務上過失致死傷罪の法定刑を改正しようとするもので、その主な内容は次の通りである。

1 刑法第四十五條後段の併合罪となる罪の範囲を禁錮以上の刑に処する確定裁判があつた罪とその裁判確定前に犯された罪とに限るものとする。

2 業務上過失致死傷罪の法定刑に五年以下の懲役刑を加えるとともに、その禁錮刑の長期を五年に引き上げること。

二 議案の可決理由

最近の自動車運転に基因する業務上過失致死傷事件の案情をみるに、数において激増しつつあるのみならず、質的にも酒酔運転、無免許運転、無謀な高速度運転等高度の社会的非難に値する悪質重大事犯が続出し、これが防止対策の樹立は現下喫緊の要事とされている。

本案は、この際、その防止対策の一環として刑法第四十五條後段の併合罪となる罪の範囲に所要の改正を行ない刑事裁判の迅速円滑な運営を図るとともに、業務上過失致死傷罪の法定刑の引上げを行ない、この種事犯のうち特に悪質重大なものに対してより厳正な処分を行ない、うようにしようとするものであつて、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、自由民主党提案の別紙の通りの附帯決議を附することに決した。右報告する。

昭和四十年五月七日

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

法務委員長 濱田 幸雄

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

刑法第二百一十一條の法定刑の引上げは、高速度交通機関の運行に従事する者の權益に重大な影響を及ぼすおそれのあるものであるから、この改正規定の施行に当たつては、政府並びに裁判所は、酩酊運転、無免許運転、危険な高速度運転等のいわゆる無謀運転による悪質な事犯を嚴重に処罰するとの本改正の趣旨と目的にかんがみ、一般善良な運転者等の權益の擁護について、万全を図るよう期待する。

右決議する。

衆議院會議録第四十一号中正誤

ページ	段行	誤	正
九七	二	衛生	衛生
九八	三	三三 年金金額	年金金額
九七	一五	五日	五月
九八	四	すし詰の	すし詰め
九九	二六	四十年度	四十一年度

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(送料別)

発行所 東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二四四二(大)